
研究ノート

フランスにおける地域言語の 憲法上の承認と共和国の不可分性

——2008年憲法改正による地域言語条項挿入を題材に——

高橋基樹

目次

- 1 問題の所在と限定
- 2 欧州地域少数言語憲章をめぐる従来のフランスの憲法議論
 - (1) 欧州地域少数言語憲章の意義
 - (2) フランス憲法における公用語規定の創設と憲法院判決の意味
- 3 地域言語の憲法的承認をめぐる国会の議論
 - (1) フランス語の公用語規定と地域言語の憲法上の承認の両立可能性
 - (2) 共和国の基本原則と地域言語の憲法上の承認の衝突可能性
 - (3) 地方自治の章への地域言語条項の挿入による決着
- 4 地域言語条項の憲法挿入についての憲法原理的考察
 - (1) 地域言語の憲法上の承認の必要性についての共通認識
 - (2) 共和国の基本原則に関わる問題点
 - (3) 地域言語条項の法的効果
- 5 厳格な単一公用語主義の緩和に向けた検討課題

1 問題の所在と限定

フランスは、現行の第5共和制憲法第1条において、共和国の不可分性と法の前の平等を中核的な憲法原理としている。加えてその2つの結びつきから、主権主体としての人民の単一性という憲法原理も派生すると考えられている。この3つが中核的な憲法原理であることについては、欧州地域少数言語憲章¹⁾ 批准の際の憲法院判決²⁾ がこれを確認している。しかし近年、この憲法原理が、グローバリゼーションの波を受けて動揺し始めている³⁾。そうした中で2008年7月24日に第24次憲法改正法律⁴⁾ が公布された。この憲法改正においては、第1に執行権の刷新としての大統領権限のよりよい統制、第2に国会の役割の見直しとしての議会権限の強化、第3に新しい市民権の拡大が目指されたのであるが⁵⁾、その改正のうちの1つとして地域言語条項⁶⁾ が導入されたのである。この条項は、フランスが中核的憲法原理としてきた共和国の不可分性、法の前の平等、人民の単一性の原理と対立する可能性を含んでいる。そこで本稿では、地域言語条項を導入した2008年7月の憲法改正論議の検討を通じて、フランス憲法学上の中核原理としての共和国の不可分性と人民の単一性がいかなる意味において地域言語の憲法上の保障と矛盾・対立するのかを憲法的観点から明らかにし、フランスが今なお厳格な単一公用語主義を採用する意義を説明することとしたい。なお、法の前の平等の原理と地域言語条項の憲法への挿入との関係については、今回の憲法改正論においては十分に論じられていないことに鑑みて、本稿では検討を差し控える。

2 欧州地域少数言語憲章をめぐる従来のフランスの憲法議論

(1) 欧州地域少数言語憲章の意義

ヨーロッパの各国家は、近年まで同化政策を行うことで、言語的なマイノリティを含む現実に存在する多様なマイノリティの存在自体を失わせるような方向を目指し、そのための措置をとってきた。しかし、同化政策を各国家がいくら強めたところで、マイノリティの存在を全く否定することはできない。そこで欧州評議会は、ヨーロッパにおけるマイノリティの重要性、加えてマイ

ノリティ言語の重要性を認め、1981年以降その保護を目的とした条約の策定を開始した。その結果、欧州地域少数言語憲章が1992年6月25日、ストラスブールで開かれた欧州評議会で採択されたのである⁷⁾。

本憲章の具体的な規定を見ると、第7条1項において、各国内の所属民によって伝統的に話されている、歴史的な言語である地域言語もしくは少数言語について⁸⁾、保護と奨励を行うための重要な枠組みを構成する原則と目的が述べられている。この第7条は、各国の領土上で使用されている地域言語もしくは少数言語と公用語の調和を目的として、締約国がそのための政策立案や立法を行うように努めることを要請するものであり、これこそが本憲章の中核部分となっている。この目的を達成するために憲章第3部において、具体的な場面での地域言語または少数言語の「公的生活 (la vie publique)」における使用の促進措置が示されている。具体的には第8条では教育について、第9条では司法機関について、第10条では行政機関および公共サービスについて、第11条では放送メディアについて、第12条では文化的活動および施設について、第13条では経済的および社会的生活について、第14条では越境交流についてのそれらの使用促進が規定されており、第2条2項によると、憲章の批准のためには、この第3部の96項目のうちから少なくとも35項目への同意⁹⁾が必要とされている¹⁰⁾。

(2) フランス憲法における公用語規定の創設と憲法院判決の意味

こうしたヨーロッパにおける地域言語および少数言語の使用の促進状況に対して、フランスは相反する憲法改正を行った。本憲章の採択と同日に、フランスは、共和国の基本原則の再確認と、グローバリゼーション化により英語が世界的に普及する言語となっている事実に対抗することを目的として、憲法第2条1項に「共和国の言語はフランス語である¹¹⁾」という公用語規定を導入したのである。しかし、この公用語規定の創設を主導していた当時のトゥボン文化言語相も、「ヨーロッパの文化を守り、育てるためには、言語の多様性を維持・強化していくことこそが重要」との発言を行っており¹²⁾、かつその審議の過程では、「『地域言語の存在を否定するものではない』という意見そのもの

は議会で承認され」るべきものであると述べていた¹³⁾。ところがその後、この公用語規定の導入に引き続いて、その具体化法律として1994年7月1日に国会で可決されたトゥボン法 (Loi Toubon)¹⁴⁾ は、教育や公共交通機関といった公的場面でのフランス語の使用強制のみならず、フランス国内で生産された製品の広告や雑誌等におけるフランス語の使用を強制することまでも目的としており、同法第17条には、その使用のために職権を行使する公務員の任務を妨害する者への罰則条項まで置くものであった。しかし、同法の是非については憲法院が、表現の自由を掲げる人権宣言第11条と公用語を規定する憲法第2条との調和は立法者の権限であるとしながらも、公私二分論の論理構成から「人および市民の権利の宣言の11条に宣言された思想及び表現の基本的自由を斟酌すると、公私を問わず」フランス語の使用義務を課すことは立法者に許されず、私的領域での公用語使用の強制はできないとする違憲判決を下している¹⁵⁾。この違憲判決後の1997年に国民議会総選挙が行われ、本憲章の批准に意欲的であった社会党政権が誕生し、フランス国内では地域言語の承認問題が再浮上した。そこで当時のシラク大統領は、憲法第54条に基づいて憲法院に提訴し、憲法と本憲章の適合性の判断を委ねることとなったのである。

この問題につき1999年6月15日判決¹⁶⁾ において憲法院は、憲法第1条に規定された共和国の不可分性と、法の前の平等の2つの憲法原理に加え、「いかなる部分も国民の主権の行使を自己のものとすることができないというフランス人民の単一性の原理もまた憲法的価値を有する」ことに言及し、フランス人民の単一性の原理についての憲法的価値をも確認した。そして「これらの基本的諸原理 (共和国の不可分性、法の前の平等、フランス人民の単一性) は出生、文化、言語、信条による共同体によって定義されるいかなる集団であれ、それに集団的権利が承認されることと対立する」ものであることを考慮すると、本憲章は「地域言語・少数言語の話し手の《集団》にこれらの言語が使われている《地域》内部で特殊な権利を付与する」要素がある以上、「共和国の不可分性、法の前の平等、フランス人民の単一性という憲法原理を侵害する」ものであると判示したのである。とりわけ注目されるのは、本憲章が公的領域におけるフランス語以外の言語の使用について正面から規定していることに着目し

て、憲法院が部分的な違憲判決を下した点である¹⁷⁾。本判決に関する先行研究も、共和国の不可分性、法の前の平等、人民の単一性の3つの憲法原理と、フランスにおいて地域言語を憲法上で認容することとの間の衝突関係から、憲章の批准拒否とフランスの単一公用語主義を導き出している¹⁸⁾。

このように、フランスは、共和国の不可分性、法の前の平等、人民の単一性という3つの憲法原理を憲法院判決で明確にし、公用語規定を保持し続けているにも関わらず、2008年の憲法改正では地域言語条項が憲法に挿入されることとなった。しかし今回の憲法改正の結果、本当にこの3原理は、地域言語の憲法上の承認と矛盾・対立しなくなったといえるのであろうか。以下では、フランス憲法の単一公用語規定と今回の憲法改正で新たに挿入された地域言語条項との微妙な関係について国会での議論を通じて憲法原理的な観点から明らかにしてみたい。

3 地域言語の憲法的承認をめぐる国会の議論

(1) フランス語の公用語規定と地域言語の憲法上の承認の両立可能性

(a) 地域言語をめぐる議論の活性化

前述の欧州地域少数言語憲章に対する憲法院判決は、公的領域で地域言語を使用することを目的の一つに含む本憲章に違憲判決を下し、地域言語に公用語の地位を付与することを認めないものであった。にも関わらず、その違憲判決以後も、地域言語に関する議論がなお収まることはなかった。例えば、今回の地域言語条項が挿入される憲法改正以前の2002年11月、2005年1月、2006年12月、そして2008年1月の憲法改正論議の際に、国民議会議員により地域言語に関する規定を憲法に挿入する改正案が相次いで提起されている¹⁹⁾。いずれも国民議会議事本会議第1読会で否決されて成立には至らなかったが、このように、地域言語についての議論が憲章違憲判決以後も、なお継続していたのである。他方で国内では、憲章判決が公的領域における公用語規定の優越性を強調した結果、単一公用語主義が極めて一面的に理解されてしまい、公用語規定の本来の導入理由である、グローバリゼーションが進む中でフランス国内への英語の侵入から、自分たちの言語としてのフランス語を守るという目的を超え

て、公用語規定が地域言語および少数言語を抑圧する状況が続いていた²⁰⁾。加えて2006年2月の欧州評議会本会議で、少数民族諸会派代表のCsaba Tabajdiからなされた以下のような批判も、フランス国内の地域言語保護を促進すべしという議論を活性化したといわれている²¹⁾。すなわちそれは、対外的関係においてフランスが、2003年にユネスコの無形文化遺産保護条約、2005年には文化的多様性の保護促進条約を自らのイニシアチブで成立させているにも関わらず、国内では欧州地域少数言語憲章の批准を拒否し続けていることを要因として、地域言語がヨーロッパの近隣諸国に比べて危機的状況に置かれているとの批判であった。さらに2007年5月に大統領に就任したサルコジが、地域言語法の制定を掲げていたことも議論の活性化の一要因に挙げられよう²²⁾。特に国内における地域言語の抑圧状況については、フランスの下院にあたる国民議会の共和国憲法・法律・一般行政に関する委員会²³⁾でも指摘されていた。もっとも、国内における地域言語の保護・促進の法制化は教育領域²⁴⁾や放送等のメディアの領域²⁵⁾で既に行われており、現実の地域言語の抑圧状況を強調する主張には、事実と反する側面もある。だが全体として地域言語の保護を目指す機運の高まりの中で、第5共和制の諸制度の現代化を目指す憲法改正を試みた上述の委員会は、あえて憲法改正内容の一つに地域言語の保護を組み込む提案を行う道を選択したのだった²⁶⁾。

(b) 憲法・法律・一般行政委員会における当初の対立点

今回の第24次憲法改正のための上述の委員会の中で、地域言語に関する推進派として第一声を挙げたのはNoël Mamère(民主・共和左派グループ所属議員、以下同様として略記)であった。彼は本来、共和国は「多層的でかつ、それを構成する多様性を保障するもの」として理解すべきと述べた上で、「たとえフランス語が共和国の公用語であり続けたとしても、共和国はフランスに存在する地域言語を等しく承認する」ことができると主張した。彼はその根拠として、スペイン憲法がカスティーリヤ語を公用語と規定しながらも、スペイン国内のその他の言語も各自治州における公用語とする旨の規定を置き、さらに第3条3項が「スペインの豊かな言語様式の多様性は、特別の尊重と保護の対象とされる文化的な遺産(patrimoine culturel)である」と明示していることか

ら、スペインはフランスのように単一公用語主義の採用に加え、さらに公用語と並存させて地域言語を憲法上で認める「言語的多様性 (diversité linguistique) を形成する多元主義 (pluraliste) をも、ともに構成要素とする²⁷⁾」国家として、分裂することなく維持されていることを指摘している。そして彼は、このスペインの状況を参考にした上で、共和国の不可分性から地域言語承認の拒絶を導くべきでないと述べたのである。Mamèreの発言に引き続き、彼に賛同したFrançois Bayrou (無所属) も、地域言語を「保護する (protège)」ためには、地域言語に関する言及を憲法に挿入することが必要であると主張している。

これに対して、Jean-Luc Warsmann (UMP) は、これらの提案が、地域言語の公的場面での使用を可能とする欧州地域少数言語憲章を、フランスにも批准させることを目的とするものであるとの批判を行った。Warsmannによれば、この批准は「我々の領土の単一性 (d'unicité de notre territoire) の原理を無視したものである」。こうした観点から彼は、憲章批准の可能性を除くために、憲法改正ではなく新たな立法により地域言語を保護すべきであると主張した。

こうした地域言語に関する言及の憲法挿入に反対する指摘に対してBayrouは、「この提案はフランス語の使用の弱体化を目的としているのではなく、地域言語への言及により、むしろ憲法を充実させる」ものであると主張した。Claude Goasguen (UMP), Jean-Christophe Lagarde (新中道派) も彼に続き、このような憲法改正は必要である旨を発言している。

以上のような議論にも関わらず、本委員会では、公的生活で地域言語の使用を認めることは困難であるとの意見がなお強かったために、地域言語に言及する憲法改正案は結局否決されてしまった。

(c) 公用語単一主義と両立する新たな憲法改正の提案

しかしその後、2008年5月22日に行われた憲法改正に関する国民議会本会議第1読会²⁸⁾の際に、改めて地域言語に関する提案がなされた²⁹⁾。前述の委員会で改正案を出し、否決されたMamèreが、再度この場で、地域言語に言及する憲法改正を提案したのである。彼は、フランス国民の大半が地域言語を承認する条項を憲法に挿入することに好意的であるとした上で、地域言語を含んだ「保護されうべきフランスの諸言語」という理解こそが必要であるとして、

言語的多様性を望んだ。しかしこの提案は、すでに前述の委員会で、公的場面での地域言語使用の承認が困難であることを理由にして否定されたことに加え、政府も委員会と同様の理由から反対した結果、却下されてしまった。そこで、彼は新たに、欧州地域少数言語憲章の批准を伴わない地域言語の単なる認容 (simple tolérance) を意味するものとして、憲法第2条1項を、「共和国の公用語はフランス語である。フランスの地域言語は共和国により等しく承認される (Le français est la langue officielle de la République. Les langues régionales de France sont également reconnues par la République)」に改正する提案を行ったのである。

この提案に対し Warsmann は、Mamère に同調しつつも、共和国の中核的憲法原理を規定する憲法第1条の中にこそ、「[地域言語を含む] この言語が私たちの祖国の遺産に属する (ces langues appartiennent au patrimoine de notre pays)」という規定を付け加えるべきであることを提案し、そうすることで地域言語の遺産を構成する豊かさ (richesse) がフランス憲法に挿入されると主張した。なぜなら彼は、憲法第2条で地域言語に言及することを提案する Mamère の改正案では、「地域言語とフランス語が競合する (concurrence)」ことになると捉えていたからであり、憲法改正にそのような趣旨を含ませないためにも憲法第1条に、地域言語に共同遺産としての性格を認める文言を付け加える方がよいと考えたのである。他方で彼は、たとえ憲法第1条で地域言語の言及がなされ、「それゆえに、我々 [=フランス人] がその [地域言語という] 遺産に対するフランスの愛着 (l'attachement) を示すことを望んだからといって、行政に対してフランス語以外の言語の使用を求める特別な権利や集団への特殊な権利を創出することは全く考えられない」と付言している。

このような Mamère による憲法第2条で地域言語を承認しようとする提案と、Warsmann の憲法第1条で地域言語に言及する提案に対しては、以下のような反応が示された。Camille de Rocca Serra (UMP) は、地域言語に関する規定を憲法に導入する上で、それとフランス語を対立させる (opposer) べきでないとして第1条挿入案に賛同した。政府側の意見として法務大臣も、「憲法第2条でフランス語と地域言語を対置 (opposer) するよりも、フランスが分権化さ

れた共和国 (une République décentralisée) となるべきことを規定する憲法第1条でそれ [=地域言語への考慮] を行うほうが論理的であると思われる」と述べている。この法務大臣の発言は、地方自治との関係から地域言語の保護を導き出せると示唆している点で、後にこの方向での憲法改正が実現したことに合わせて考えると重要である。他方で Marc Le Fur (UMP) は、「単一性とは画一であることではない (l'unité n'est pas l'uniformité)」と考える立場をとり、地域言語は各人の選択を示すものとして、憲法で地域言語に言及することに賛意を示している。その上で、憲法第1条に挿入する方がより地域言語話者にとって「象徴的な影響力 (grande portée symbolique)」をもちうると発言している。このような法務大臣や各議員の発言から、委員会では否決の結論が導き出されたにも関わらず、国民議会では既に地域言語条項の挿入に対する一定の好意的評価が存在していたことに加えて、Mamèreによる地域言語を承認しようとする第2条改正案ではなく、Warsmannの第1条改正案が支持されていたことが理解できる。また、この第1条の改正案には、与党であるUMP所属の議員による賛同も得られたのである。

以上のような議論が展開された国民議会第1読会では、地域言語に言及する憲法第1条改正案に関しては特段反対の意見はなく、むしろ国民議会で過半数を占める与党UMPの所属議員の賛同を得たことにより、可決されることとなった。

(d) 委員会及び国民議会第1読会における対立点のまとめ

他方で、国民議会の前述の委員会における地域言語の承認をめぐる議論においては、主に憲法での地域言語の言及に反対する議論として、共和国の領土の分裂が懸念されていたことが注目に値する。つまり地域言語の憲法上の承認が、最終的にはフランスが連邦制を採用する可能性を開くとの恐れや、公用語の存在が無視されるかもしれないとの危惧から反対論が展開されていたのである。これは Warsmann が、委員会において、領土の単一性の原理を強調することで、憲章の批准の拒否と結び付けて地域言語を承認しようとする最初の憲法改正案を拒否したところから理解できよう。一方、本会議では、委員会での態度とは異なり、公的領域における地域言語の使用には結びつかない、従ってフランス

を連邦制に導く可能性のない上で地域言語に言及する憲法改正に Warsmann は賛意を示している。そしてこの観点から彼は、不可分の共和国内での公用語と地域言語の「競合」が避けられるとする第1条改正案を提案している。法務大臣も、公用語としてのフランス語と地域言語を「対置」することを避ける Warsmann の憲法第1条改正案に対して、好意的な反応を示し、Rocca Serra も同意見であった。このことから国民議会第1読会では、フランス語の公用語としての地位を侵害しないことを確認した上で、共和国の憲法原理を規定する憲法第1条で地域言語に言及することは可能であるとして、積極的に地域言語の保護を認容しようとする態度を示したといつてよからう。

以上のような議論の経過から、結果として国民議会第1読会では、「地域言語はその [=フランスの] 遺産に属する (Les langues régionales appartiennent à son patrimoine)」とする憲法第1条改正案が可決されたのである³⁰⁾。この段階では、フランス語を単一公用語とする規定から切り離すこと、あるいは前述の法務大臣の発言が示すような、共和国の分権化の原理の付属的要素とすることだけで、地域言語の公的使用、公用語化の拒否と両立する形で、地域言語の言及を憲法上で承認することが可能になると考えられていたことが分かる。

(2) 共和国の基本原則と地域言語の憲法上の承認の衝突可能性

(a) 地域言語の現状に合わせた憲法改正の必要性

以上のような国民議会での地域言語に関する憲法第1条改正案の可決を受けて、上院にあたる元老院の憲法・法律・普通選挙・命令・一般行政に関する委員会の反応は以下のものであった。Christine Albanel文化通信相によれば、欧州地域少数言語憲章の批准問題については、1999年6月15日の憲法院判決に従い、政府は本憲章の「批准を可能にするという意味での」憲法改正は望まない。しかし実際にフランスでは、「400,000人を超える生徒が、地域言語教育を受講している」実態がある。加えて、フランスの諸地域に地域言語の使用を認める諸々の法律(教育法やメディア法)が存在する。だがそうした法律の規定だけでは、地域言語を考慮した対応が存する不十分であったというのである。こうした反省を踏まえて、文化通信相は、「共和国の価値観 [=憲法原理] を尊重

しつつ (dans le respect des valeurs de la République)」、フランスにおける地域言語の使用に安心感を与える努力が必要であるとも述べている。以上の指摘を受けた結果、委員会は、憲法第1条に「フランスの遺産に属する地域言語」と記載する改正案が、共和国の不可分性、法の前での平等、フランス人民の単一性といった憲法原理を侵害するものではないと結論づけている。加えてNicholas Alfonsi (民主社会欧州連合) も、2008年5月13日の元老院での口頭質問による討議の際に³¹⁾、「国内法において、とりわけ文化・教育・メディアの領域での地域言語の保護と促進に関する規定を強化する」必要があると主張しており、元老院としても、一定の留保をつけながらも、地域言語に関する規定を憲法に挿入しようとする姿勢を最初からとっていたことがうかがえる。つまり元老院の委員会では、フランスの言語的な遺産とされるべき地域言語は、本来、海外県 (outre-mer) で実際に使用されている多くの言語があるために、ヨーロッパ諸国の中では最も豊富に存在しているものであることを認識した上で、それらの言語を保護すること自体は、新たな権利を創造することを目的としていないと理解した上で、地域言語に関する憲法改正への好意的な態度が示されていたのである³²⁾。

(b) 地域言語に言及する憲法改正の不要性

一方、元老院本会議第1読会³³⁾では、委員会が出された結論とは異なる態度が示された。Michel Charasse (民主社会欧州連合) は、憲法が、「とりわけ法的および公的な交流の方式を定義する基礎的な言語としてのフランス語が、共和国の言語であること」を公理としていると捉えた上で、「憲法内に何も作り出さずとも地域言語の評価を適切に考慮することは可能である」との立場を鮮明にした。彼は憲法で地域言語の保護に言及したとしても、それが地域言語を遺産の一部とみなすことを述べるにとどまるのであれば、立法によっても同様の結果をもたらすことが可能であるが故に、そうした言及を憲法に挿入することは必要ないとするのである。他方で彼は、地域言語を「遺産 [として認めること]」の要因 (élément) には、特別な保護や、強化された保護を要求し、かつ憲章の批准を必然的に承認する」ことを将来的に導く危険性が潜んでいるとして、国民議会で可決された憲法第1条改正案の削除を主張した。この意見に

Patrice Gélard (UMP) も賛同した。また、Jean-Luc Mélenchon (共産党・共和・市民グループ) は、憲法上で地域言語への言及を望むことが「民族 [排他] 主義 (ethniste)」の選択に繋がるという危惧を示している。

以上のような憲法で地域言語に言及する改正案に対する消極的な意見に加えて、Ivan Renar (共産党・共和・市民グループ) は、フランス語の現状に着目して、さらに否定的な立場を明らかにしている。彼によれば、確かに地域言語がフランスの遺産の一部をなしているという実態を考慮すべきであるが、フランス語は、昨今、移民からの言語や、グローバリゼーションの中で益々覇権的になっている英語により脅威に曝されている不安定な言語であるために、フランス語を英語から保護する憲法第2条の規定よりも前の位置で地域言語に言及をすることには、疑問があるとするのである。その上で彼の立場は、単なる言語ナショナリズムにあるのではなく、「フランス語は第一に、我々共和国の自由・平等・博愛の諸原理を実現することを可能にする統合化の言語 (Le français est avant tout une langue fédératrice, qui permet de donner corps aux principe de liberté, d'égalité et de fraternité de notre République)」であり、また「立法上の行為とすべての記録に関するフランス語の使用は民主主義的な政治の必需品である (L'usage du français pour les actes législatifs et les autres documents est une nécessité politique démocratique)」とするところにあり、だからこそわざわざ憲法第1条で地域言語に言及する必要性はないというのである。

このような意見に共産党・共和・市民グループ (groupe CRC) 所属議員と Mélenchon, Charasse が賛同した。さらに、Adrien Gouteyron (UMP) の、地域言語話者がたとえ地域言語を話そうとも、彼らは祖国のことばとして、公の場ではフランス語を使用すべきことを理解しているために、憲法第1条に特別扱いを行う規定を入れる必要はない旨の発言に対して、UMP, フランス民主連合・中道連合グループ (UDF) の議員や Charasse が喝采した。このように元老院第1読会においては、国民議会での憲法第1条改正案への賛意や、元老院の委員会で示されたその改正案への好意的な態度とは打って変わり、消極的かつ否定的な態度が浮き彫りにされたのである。そしてこうした態度の下で、地域言語に言及する憲法改正案は、元老院で削除されるに至ったのである³⁴⁾。

(c) 元老院第1読会での改正案否決の意味

この元老院第1読会で注目しているのは、憲法第1条の憲法原理と地域言語の承認との衝突を考慮して、地域言語拒絶の論理を展開していることである。元老院の委員会では地域言語に関する憲法改正に好意的な態度が示されたのに対して、元老院本会議において各議員は否決の結論を導き出した。その拒絶の論理としてRenarは、多様な個人が、自由・平等・博愛という根源的な3つの憲法原理に賛同することを通じて社会契約を結び、単一のフランス人民に統合化されるというフランス共和制の根本理念から導かれる人民の単一性の原理を維持するために、フランス語が不可欠な普遍的意見交流の手段であること、すなわちフランス型民主主義を実現する上で単一公用語主義が不可欠であることを強調したのである。その意見に元老院の各議員が賛同を示し、その結果、国民議会第1読会で可決された地域言語に関する憲法第1条改正案が元老院第1読会では否決されるに至ったのである。この点で、憲法第1条で地域言語に言及することを通じて、公用語単一主義と地域言語の憲法上の承認は両立しようとした国民議会第1読会の考え方は、元老院では明確に斥けられたことになる。

(3) 地方自治の章への地域言語条項の挿入による決着

(a) 国民議会における新たな提案

元老院での地域言語に関する憲法第1条改正案の削除の決定を受け、国民議会は改めて2008年7月2日に委員会の報告を出した³⁵⁾。同報告は、まず国民議会が地域言語に言及する憲法改正を行おうとしたのは、メディアや交通標識(signalisation)等における個々人の自由を尊重する観点から、地域言語の教育や普及(diffusion)の促進を目指す立場をとったからであることを確認する。他方で元老院がそのような憲法改正を拒絶した理由について本報告は、6月12日にAcadémie françaiseが、国民議会でも可決された憲法第1条改正案を撤回すべきと表明した³⁶⁾ことを引用した上で、憲法の基本法としての性格などを踏まえて導き出されたものであったと説明している。そして、憲法で地域言語に言及することへの反対派の多くは、外国で生まれた人々がフランスに移民する際

に、彼らによって話される少数言語を国内のいかなる場面でも使用することを認めさせようとする将来的な要求の噴出の恐れや、そこから生じる「地域主義や共同体主義による囲い込み化を危惧 (un risque d'enfermement régionaliste et communautariste)」していたと、同委員会の報告者は結論付けている。

一方、同委員会での新たな討議の過程では、Jean-Yves Le Bouillonnet (社会党・急進・市民・左派グループ) が、フランス語が憲法第2条によって既に保護されているため、憲法院判断によらずに、問題となっている地域言語について何らかの保護を行うための法律を新たに採択するには、予め憲法改正を必要とすると述べ、またJean-Paul Garraud (UMP) もそれに同調した。その結果、元老院で否決された憲法第1条で地域言語条項に言及するという改正案ではなく、共和国の諸原理を毀損しないことになるであろう憲法第12章すなわち地方自治の章において、フランスの遺産に属する地域言語という条項を挿入すべきとの新たな提案がなされたのである。

同委員会の報告を受けて、国民議会の第2読会では、地方自治の章に地域言語条項を挿入する憲法改正案についての審議が行われた³⁷⁾。Le Furは、第1条で地域言語に言及しようとも、はたまた地方自治の章である第75 - 1条に地域言語条項を導入し、それに言及しようとも、憲法の条文間でのヒエラルキーは存在しないため、何れにせよ効果は何も変わらないと主張して、地域言語の承認を目指した発言をしている。また、Dominique Raimbourg (社会党・急進・市民・左派グループ) は、第1にこのような地域言語の「記載はフランス語の優位を侵害しない」ことや、「国際的な言語が英語である時代において、フランス語もドイツ語やイタリア語と同じく、必然的に (mécaniquement) 少数言語となり得る」し、そのような少数言語を保護する点では、フランス語の保護と地域言語の保護は同じ論理になると述べて、地域言語条項に好意的な態度を示している。一方、法務大臣も、この新たな改正案は、公用語としてのフランス語に言及する規定よりも前の位置に、地域言語に言及する規定を置くことを避ける「妥協的な解決 (solution de compromis)」であり、「元老院にも受け入れてもらえる妥協的見解 (la voie à un compromis)」であると述べて、好意的態度を示した。次いでJacques Myard (UMP) も、地域言語条項は公用語規定に優越

しないとした上で、その憲法挿入の必要性を主張した。ただし、欧州地域少数言語憲章の批准の問題については、法務大臣も Myard もここで声高に「批准を予定しているものではない」立場を鮮明にしている。以上のような議論の結果、国民議会では、元老院で否決された地域言語条項の憲法改正案について、改めてグローバル化により少数言語となり得るフランス語の保護という論理展開を踏まえて、地方自治の章に挿入する改正案、すなわち憲法第75 - 1条に「地域言語はフランスの遺産に属する (Les langues régionales appartiennent au patrimoine de la France)」という文言を挿入する改正案が可決されたのである³⁸⁾。

(b) 元老院による受容

こうした国民議会での新たな地域言語条項の憲法改正案を受けて、元老院では第2読会で再度審議が行われた。地域言語条項の挿入に否定的であると思われた Renar は、第1読会においても慎重な姿勢であったように、ここでも、「是が非でも憲法に地域言語 [条項] を挿入することを望むことについては熟考がなされなければならない」と保守的な姿勢を見せながらも、「文化的・言語的多様性は人間性の共通の遺産の価値を有するもの」として、地方自治の章に挿入することは許容できる旨を述べている。これに引き続いて元老院でも、第75 - 1条としての地域言語条項の挿入には多くの賛意が表された。そしてここでは、地域言語の承認が憲法第1条に規定された共和国の基本原則と抵触するか否かという問題については特段議論がなされず、国民議会で法務大臣が述べたように、妥協的なものとして地方自治の章への地域言語条項の挿入は可能であると考えられたようである。このような流れから元老院第2読会でも地方自治の章に憲法第75 - 1条の形で地域言語条項を挿入する憲法改正案が可決された³⁹⁾。

その後、元老院の憲法改正案において更なる改正条項の移動がありながらも⁴⁰⁾、地域言語条項の導入を含んだ憲法改正案は、2008年7月21日、両院合同会議 (le Congrès) でその他の憲法改正条項とともに審議が行われた結果、国民議会議員576人、元老院議員330人のうち、賛成539票、反対357票、棄権9票という承認に必要な538票をわずかに1票上回るという僅差によって可決され、2008年7月24日に公布されたのである。

4 地域言語条項の憲法挿入についての憲法原理的考察

国民議会および元老院での地域言語条項導入に関するこれまでの議論を整理すると、以下の諸点を指摘できる。

(1) 地域言語の憲法上の承認の必要性についての共通認識

第1点目は、国民議会第1読会に注目すると分かるように、国民議会議員の間では、既に地域言語の保護を考慮すべき事項として捉えることでは共通していたのではないかと、ということである。Mamèreは委員会において、憲法で地域言語を承認しようとする提案を積極的に行い、その提案は欧州地域少数言語憲章の批准に繋がりうる恐れから否決されたにも関わらず、さらにその後の国民議会第1読会で再度提案を行ったように、極めてそれに対して意欲的であった。一方、Warsmannは、委員会ではMamèreの地域言語の憲法への挿入提案に対して、欧州地域少数言語憲章の批准に対する警戒心からか、消極的であった。しかし、そのWarsmannも本会議第1読会では、憲章の批准を伴わずに、単純に地域言語を遺産として認めるべきとする提案についてはMamèreに賛同し、憲法第1条を改正する形での憲法改正案を述べた。そして、国民議会第1読会でその改正案が可決されたことから、彼に限らず地域言語に関する憲法改正に向けた意識が、各国民議会議員の中で共通して存在していたことが理解できる。しかし、これまで国民議会で否決され続けてきたそのような憲法改正について、今回の憲法改正における国民議会で可決されることになったことの要因については不明瞭である。先述したように、国内における地域言語の抑圧状況や、対外的関係におけるフランスの文化的多様性の内外での論理矛盾に対する批判、文化的多様性に対して積極的な新たな大統領の就任といった複合的な要因があったために、今回の憲法改正ではこれまで地域言語に言及する憲法改正に消極的であった国民議会議員の多数派の意見が時の流れと共に変遷したのではないかと推察される。

第2点目は、地域言語を保護することについての国民議会と元老院の究極的な一致である。国民議会では第1読会の際に地域言語に言及する憲法第1条改

正案が可決されるなど、より積極的な態度であるのに対して、元老院ではその改正案を第1読会で否決するなど、従来のフランスの普遍主義に固執する保守的な態度も垣間見せていた。しかし、こうした両院の地域言語への態度の違いは、単にそれに対して積極的か消極的に分かれているだけであって、元老院第2読会では地域言語への好意的態度を示しながら地域言語条項を可決した経緯を見ると、地域言語を保護する必要性に関しては両院とも異論がないように思える。また、国民議会、元老院それぞれの議員のうち、左派グループの議員だけでなく、与党であるUMP所属議員も、保守的な側面を有しながらも地域言語に関する憲法改正への好意的な態度を示している場面が多々見られることから、現在のフランス国内では、共通認識として地域言語の保護が必要と考えられていることが理解できる。こうした共通認識が存在しているということは、これまでフランスが伝統的に採用してきた、徹底的な単一公用語主義を採用する普遍主義が動揺していることの一端であることを証明するものである。

(2) 共和国の基本原理に関わる問題点

第3点目は、地域言語に関する憲法改正案について議論する際に問題となる憲法原理についての、議論過程における国民議会と元老院での理解の違いである。国民議会の委員会および第1読会においては、主に公用語規定との接触問題に関する議論を通じて、地域言語の憲法上の承認と、共和国の不可分性、人民の単一性の憲法原理との関係が検討され、それについての憲法改正の是非が決められているようである。これについては、委員会においてMamèreが、多様性を含む共和国の理念自体から言語の多様性の保障を主張したのに対して、Warsmannが「我々の領土の単一性の原理を無視するもの」と発言したことが注目される。これは、地域言語の憲法上の承認の中に、地域言語の公的使用を認める欧州地域少数言語憲章の批准を誘発する可能性を見出した上で、公的場面で地域言語の使用を認めるならば、結局は単一不可分の共和国であるフランスが連邦制に変質する恐れがあると極論し、反対する論法と理解できる。しかしこの極論については、Mamèreが、未だに完全な連邦制国家ではないものの、スペインのようなフランスでは受け入れがたい「半連邦制」のような国家を引

き合いに出したため、Warsmannが極端な拒絶の反応を示したにすぎないと考えられるべきであろう。国民議会第1読会ではWarsmann自身も、地域言語に言及する憲法第1条改正案の提案を行っている点からも分かるように、このWarsmannの議論には十分な根拠は存在しない。また、憲法第1条改正案を採択する際に、法務大臣が第1条で既に「分権化された共和国を予定している」ことを根拠に好意的反応を示したことから考えると、フランスの採用している憲法原理は、連邦制と明確に区別された「分権国家」の枠内にとどまることに結びついた地域言語の非公用語化の路線を守りさえすれば、地域言語の保護をも包摂しようとの共通認識が存在していたといえよう。

だが、この解決策には、共和国の不可分性の原理、そしてそこから派生する人民の単一性の原理と、地域言語の憲法上の承認との関係をどのようにするのかという問題が曖昧なまま残存している。なぜならば、憲法第1条で憲法原理として規定されている共和国の不可分性は、領土の不可分性、人民の不可分性、主権の不可分性の3つの要素から成り立っているからである⁴¹⁾。つまり、社会契約という擬制を媒介とした国民国家形成をおそらく最も純粋な形で行ったフランスにおいては、市民がその主権にかかわる権利行使のために、公的領域においては属性を一切捨象した状態で自由に討論を行うことで、一般意思が形成され、それにより各人の自由・平等・博愛の精神を実現するところに国家の本質がある。この国家の本質に関わる憲法原理を規定する憲法第1条の中で、地域言語話者という部分集团的な属性を具現する地域言語に言及すること自体が矛盾なのである。それゆえ、国民議会第1読会で可決された地域言語に言及する憲法第1条改正案は、元老院において、不可分の共和国及び人民の単一性の憲法原理を侵害するものと判断されたのである。

一方、元老院第1読会においては、Renarがフランス語を「統合化の言語」として捉え、「フランス語の使用は民主主義的な政治の必需品である」と述べ、それに賛同する形で憲法第1条改正案が拒絶されている。つまり元老院では、憲法第1条が規定する憲法原理の意義から、地域言語の憲法上の承認の可否を理解しているのである。以上をまとめると、確かに最終的に両院とも、地域言語の保護を憲法上で妥協的に考慮すること自体は賛成したにせよ、本会議第1

読会で見せたそれに対する国民議会と元老院の積極的あるいは消極的という態度の違いは、憲法第1条が規定する共和国の中核的な憲法原理の意義の理解の違いから来ていると理解できるのである。

第4点目は地方分権化と地域言語の憲法上の承認の関係をめぐり問題が生じていることである。国民議会第1読会において法務大臣は、共和国の分権化を定める憲法第1条で地域言語に言及する改正案に対して好意的であるとの発言を行った。この点で、不可分の共和国の憲法原理を採用しているフランスで地方自治の法的性格をどう見るかの問題が残るのである。共和国の不可分性の原理は「主権主体としてのフランス人民の中に分派を認めないこと」、及び地方自治との関係においては「一定の具体的な立法領域を憲法から直接授権され、中央の立法権と競合してこれを行使できるような始源的規範定立権を自治体に認めないこと」を意味している⁴²⁾。それゆえに、2003年に憲法に挿入され、徹底した共和国の不可分性の憲法原理を緩和することとなった「分権化された共和国」の観念も、「国家の単一的性格を危険にさらさないことを条件」にした反連邦制の大枠の中で採用されている⁴³⁾。このため、「分権化された共和国」の中で、地域言語の憲法上の承認をどこまで認めることができるかという、フランス国内での地方自治の限界論という問題も生じるのである。

(3) 地域言語条項の法的効果

第5点目は、今回の憲法改正により導入された地域言語条項の具体的な法的効果についてである。本改正により、これまではその存在すら認められてこなかった地域言語が、憲法上に明記されることで表舞台に出ることが可能となった。しかし現時点では、この条項の法的効果はないものと考えられる。なぜならばこの条項の導入については、その議論過程からみる限り、先述したように欧州地域少数言語憲章の批准については何ら積極的な効果を導き出すものとは考えられておらず、また公用語規定が導入された際にその具体化法律として制定されたトゥボン法のような、地域言語の憲法上の承認規定を具体化する法律の制定は現時点では予定されていないからである。加えて地域言語の保障については、先述した教育での地域言語使用の促進やメディアにおける地域言語の

使用の認容のように、すでに一定程度法律により認められていることとの関わりでいえば、本条項はそれを超える保障が想定されておらず、結局のところ、これまでの地域言語についての保障法律の確認という程度の意味でしかないとも考えられる。実際に、地域言語条項が具体的な法的効果のないものであるならば、これは地域言語話者たちへの単なるリップサービスにすぎないと見ることもできよう。

5 厳格な単一公用語主義の緩和に向けた検討課題

以上見てきたように、地域言語に関する憲法改正をめぐる国会議事録を通じて、フランスにおける言語の問題に関しては、常に憲法第1条に規定された共和国の不可分性、人民の単一性といった憲法原理が優越的に扱われ、その必然的帰結として唯一の公用語たる地位がフランス語に付与されているということが理解できる。そして、地域言語条項が挿入されるような憲法改正がなされたとしても、現段階のフランスでは、欧州地域少数言語憲章の批准の可能性は皆無であると考えられており、本改正による地域言語への言及の法的効果は、これまで整備されてきた地域言語の使用を促進する諸法律の追認を行うのみであって、この改正を基にして、新たに地域言語の地位を国内で確認する措置を行うことを規定する、というような具体的な効果はないとされているのは以上述べてきた通りである。これは、2008年の憲法改正における地域言語条項の導入の提案が、今日の憲法改正に関する政府案を準備したバラデュール委員会においては検討されておらず⁴⁴⁾、重要な改正としての位置づけがなされていないという事実からも理解できよう。

さらに憲章判決の際にも先述したように、憲法院は、公的領域では言語に基づく集団の権利は認容できないとする「基本的な諸原理 (principes fondamentaux)」を明確に示している。この「基本的な」諸原理という表現は「強化された保護を享受」する性質のものとなされ、「憲法改正の対象とはならない」と解することで、ここに憲法改正の限界を見る学者もいる⁴⁵⁾。つまりフランスでは憲法上、公的領域に限れば、文化的集団を形成しうる地域言語の権利を未来永劫認めない原理が存在しているというのである。

確かに、憲法への地域言語条項挿入の問題からみると、やはりフランスには一定の超憲法原理が存在していると考えざるを得ない。本稿ではその超憲法原理が現在においても意識され続けていることが確認できたが、その意義と本質については、いまだ明瞭とは言えない。フランスは、社会契約という擬制を媒介とした国家形成を行い、その下での「国民＝nation」とは、自然の存在としての「国民＝エトノス」と対立する人為の産物としての「国民＝デモス」を意味している⁴⁶⁾。このデモスとしてのフランス市民の枠組みから、フランスは属性を捨象した普遍的個人像を創出し、その結果、公的場面においては共通単一の公用語を使用することで、各市民間の普遍的な意見交流を行う必要性を1つの憲法原理として導出した。そのため共和国の不可分性の憲法原理、そしてこれと密接に関連し、主権主体たる人民の単一性の憲法原理と、地域言語の憲法上の承認との間には今も緊張関係が残っているのである。

しかしこのように地域言語を抑制し、公用語のみを公的領域で使用することを強制する超憲法原理は普遍的なものであろうか。一方では、フランスとは異なり全国的公用語とは別に、地域的公用語としての憲法上の地位を地域言語に認めるスペインのような国家もある。スペインは、現在までのところ完全な連邦制国家ではなく、民主的な単一国家の枠内の国家として理解されている。スペインでは、公的場面でも地域言語での自己表現が可能であるために、フランスよりも実質的に自身の伝えたいニュアンスでの直接的な意見交流が可能である。今回の憲法改正で地方自治の章とはいえ、スペインのように憲法条項の1つとして地域言語について憲法上規定することになったにも関わらず、なおもフランスが固執する厳格な単一公用語主義の意義とは、一体いかなるものであろうか。

フランスの単一公用語主義は、社会契約の下、誰でもフランス語を習得し、それを用いれば自由に意見交流が可能であるという点で、いかなる人であってもフランス国内での政治的討議にアクセスができるという意味で、万人の平等を保障する意義を有している。だがそのような意義があるからといって、頑なな単一公用語主義の絶対的な支配を今後も一切緩和できないと考える場合には、地域言語の方が自身の意思をよりの確に伝えることができる者達にとって

は、実質的な意見交流が不可能になるという不平等が生ずることになる。国会の討議のような一般意思形成のための主権の行使に直結する公的領域では、公用語が強制されることも必要であろう。しかし、より実質的な意見交流が行われるには、単一公用語主義が提供される公的領域を、このような主権行使に直結する場のみに限り、公用語規定が効力を発する範囲を限定することが必要ではなかろうか。そしてそのように公用語の適用される公的領域を明確化することで、これまで公用語のみが用いられるべきと考えられてきた公的領域の核を見出すことができるならば、これまでフランスでは違憲と判断されてきた欧州地域少数言語憲章についても、批准のために必要な項目の選択肢が拡大し、結果的に批准に至ることが可能となるかもしれない。

最後に、本稿では十分に触れられなかったいくつかの論点に言及しておきたい。

本稿では、地域言語に関する憲法改正をめぐる国会議事録に注目し、憲法原理と地域言語の憲法上の承認問題を検討してきたため、国会の議論では触れられていないが、もう一つの基本的な憲法原理である、法の前での平等と地域言語の憲法上の承認との関係については触れることができなかつた。フランスにおける地域言語の使用制限の緩和のためには、平等原則との関係という観点からの検討もまた重要であろう。さらに先述したように、地方自治との関係における地域言語の憲法上の承認の意味を検討することも甚だ不十分であった。しかし、フランスが不可分の共和国を宣言しながら2003年に「その組織は分権化される」旨を新たに憲法第1条に挿入し、しかも今回は地方自治の章に、地域言語の保護規定を盛り込んだことに鑑みると、地方分権との親和性あるいは限界の問題と関わらせて考察することも重要であろう。これらは今後の検討課題としておきたい。

(2010年7月脱稿)

註

- 1) Council of Europe, European charter for regional or minority languages, Strasbourg, 5. XI. 1992. 出典<http://conventions.coe.int/treaty/en/Treaties/Html/148.htm> (2007.5.21閲覧)

- 2) Décision no99-412 DC du 15 juin 1999, *J.O.*, du 18 juin 1999, p.8964 et s.
- 3) 山元一「『←にして不可分の共和国』の揺らぎ —その憲法学的考察—」日仏法学 No.22 (2000年), 1-66頁参照。
- 4) Loi constitutionnelle n°2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République, *J.O.*, du 24 juillet 2008, p.11890 et s.
国民議会および元老院での委員会報告や議事録, 並びに改正案, 改正法律の出典 http://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPubliee.do?sessionId=DC720025630EBAD39ACABE3ACDFB8BD7.tpdjo02v_3?idDocument=JORFDOLE000018688554&type=general (2009.5.12閲覧)
- 5) 本憲法改正についての詳細は, 曾我部真裕「フランスの2008年憲法改正の経緯」法学教室No.338 (2008年) 4-5頁, 同「2008年7月の憲法改正」日仏法学No.25 (2009年) 181-198頁, 藤野美都子「フランス民主主義の勝利? 2008年7月24日憲法的法律」ジュリストNo.1365 (2008年) 102頁, 南野森「憲法理論の再創造10 フランス —2008年7月の憲法改正について」法律時報81巻4号 (2009年) 92-100頁, 鈴木尊紘「【フランス】第5共和国憲法の改正」外国の立法No.237-1 (2008年), 三輪和宏「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」外国の立法No.240 (2009年) 139-168頁などがある。
- 6) Art. 75-1 – Les langues régionales appartiennent au patrimoine de la France.
- 7) Jean-Marie Woehrling, *The European Charter for Regional or Minority Languages, A critical commentary*, Council of Europe Publishing 2005, p.23-25
- 8) 地域言語または少数言語とは, 「国家内のある領域において, 当該国家の他の住民よりも数において劣る集団を構成するその国家の国民によって伝統的に使用され, かつ, 当該国家の公用語と異なるもの」(憲章第1条a)である。公用語の方言や移民の言語は含まない。
- 9) 35項目の同意のうち, 第8条から最低限3項目, 第9条から最低限1項目, 第10条から最低限1項目, 第11条から最低限1項目, 第12条から最低限3項目, 第13条から最低限1項目の同意が必須となる。
- 10) Commission de Venise, *Avis sur les dispositions de la Charte Européenne des Langues Régionales ou Minoritaires qui devraient être acceptées par tous les états contractants*, CDL-INF(1996)003F, Strasbourg, le 22 mars 1996.
出典 [http://www.venice.coe.int/docs/1996/CDL-INF\(1996\)003-f.asp](http://www.venice.coe.int/docs/1996/CDL-INF(1996)003-f.asp) (2009.12.16閲覧)
- 11) Loi constitutionnelle no92-554 du 25 juin 1992, *J.O.*, du 26 juin 1992, p.8406 et s. Article 2 La langue de la République est le français.
- 12) 大山礼子「フランス語使用法案」ジュリストNo.1045 (1994年) 117頁。
- 13) 佐野直子「『フランスの諸言語』に関する法律・政策」渋谷謙次郎『欧州諸国の言語法 欧州統合と多言語主義』三元社 (2005年) 251頁。
- 14) La loi du 4 août 1994 relative à l'emploi de la langue française, *J.O.*, n°180 du 5 août 1994, p.11392 et s.
- 15) Décision n°94-345 DC du 29 juillet 1994, *J.O.*, du 1er et 2 août 1994, p.11240 et s.
本稿では, 小原清信「フランス公法判例研究: いわゆるトゥーボン法違憲判決の研究 (フランス語使用義務法の一部を違憲とした事例)」久留米法学第27号 (1996年) 81-122頁, および, 同「表現の自由とフランス保護法の憲法適合性」フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』信山社 (2002年) 165-170頁を参考にしてている。
- 16) Décision n°99-412 DC du 15 juin 1999, *J.O.*, du 18 juin 1999, p. 8964 et s.

- 17) Ferdinand Mélin-Soucramanienはこの憲章違憲判決から、フランスの憲法は地域少数言語の使用の権利(droit)ではなく、その使用の自由(liberté)を許容していると解釈する。以上のように解釈すると、地域少数言語使用の権利が認容されないため、フランス国内での地域少数言語話者の積極的な保護措置の正当化は困難となる。Ferdinand Mélin-Soucramanien, "Le statut des langues régionales ou minoritaires: la 'tolérance constitutionnelle' française." In Anne-Marie Le Pourhiet (ed.), *Langue(s) et Constitution(s)*. Paris, Economica-PUAM, 2004 p.227
- 18) 糠塚康江「欧州地域語・少数言語憲章と共和国原理」フランス憲法判例研究会『フランスの憲法判例』信山社(2002年)54-59頁, 同「『地域・少数民族言語に関するヨーロッパ憲章』とフランス憲法—フランスの言語政策—」関東学院法学第10巻第2号(2000年)139-168頁, 同「『一にして不可分の共和国』と多言語主義—『欧州地域語・少数言語憲章』批准問題をめぐって—」中村睦男・高橋和之・辻村みよ子『欧州統合とフランス憲法の変容』有斐閣(2003年)159-179頁, 同「国民国家の言語政策演習—フランスにおける被周辺化言語の保護政策をめぐって—」樋口陽一・森英樹・高見勝利・辻村みよ子『国家と自由—憲法学の可能性』日本評論社(2004年)307-325頁, 光信一宏「フランス憲法第1条と民族的マイノリティの権利保護—平等原則の問題を中心に—」阿部喜寿『現代社会における国家と法』成文堂(2007年)531-554頁, 江藤英樹「フランスにおける言語権問題に関する憲法院判決とそれをめぐる憲法論議の考察」法律論叢(明治大学)第74巻第4・5合併号(2002年)359-387頁, 長谷川秀樹「フランスにおける『地域語』と人権—ヨーロッパ地域少数言語憲章とフランス共和国憲法—」山下健次・中村義孝・北村和生『フランスの人権保障—制度と理論—』法律文化社(2001年)227-243頁, 同「現代フランスにおける言語問題—地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって—」立命館国際研究12巻3号(2000年)217-234頁など。
- 19) *Compte rendu intégral, Deuxième séance du jeudi 21 novembre 2002, Assemblée Nationale, J.O.*, pp.5495-5503, *Compte rendu intégral, Deuxième séance du mercredi 26 janvier 2005, Assemblée Nationale, J.O.*, pp.412-418, *Compte rendu intégral, Deuxième séance du mercredi 13 décembre 2006, Assemblée Nationale, J.O.*, pp.9011-9014, *Compte rendu intégral, Troisième séance du mardi 15 janvier 2008, Assemblée Nationale, J.O.*, pp.241-243
- 20) *Assemblée Nationale Rapport n°892 de M.Jean-Luc Warsmann, enregistré à la Présidence de l'Assemblée Nationale le 15 mai 2008.*でのJean-Jacques Urvoas(社会党・急進・市民・左派グループ)の発言。
- 21) *Compte rendu intégral, séance du mardi 13 mai 2008, Sénat, J.O.*, p.2032
- 22) 以上の指摘は、長谷川秀樹「フランス共和国憲法改正と『地域語』」多言語社会研究会年報5号17頁の叙述に依拠している。
- 23) この委員会は、国民議会において、憲法的法律(憲法所定の手続きによって制定され、憲法規範に固有の効力をもつ法律)、組織法律(公権力の組織と運営の態様を定める法律)や選挙法を所管し、政府主導の憲法改正の議事日程(憲法第48条1項)に対して、個々の議員あるいは議会会派が委員会修正案を提出することができる常任委員会の一つである。法律案の討議のプロセスにおいて委員会段階では、委員会審査を取り仕切る報告者と呼ばれる議会多数派議員から選ばれた委員を中心として、多数派と野党との間の討議・採択が行われる。元老院にもまた国民議会と同様の委員会が置かれている。澤村典子「憲法を所管する議会常任委員会の組織と権限—米・仏・伊・

- フィンランドを例として一」レファレンスNo.686（2008年）100-103頁、徳永貴志「フランス憲法改正における修正案提出権の現代化」工学院大学共通課程研究論叢第46-2号（2009年）64-65頁参照。
- 24) ブルターニュ語、バスク語、カタルニヤ語、オック語での教育を初めて法的に認め、1951年制定のデクソンヌ法（Loi 51-46 relative à l'enseignement des langues et dialectes régionaux, *J.O.*, du 11 janvier 1951, p.483 et s）を発端として、近年では1989年教育基本法（Loi d'orientation sur l'éducation n.89-486 du 10 juillet 1989, *J.O.*, du 14 juillet 1989, p.8860 et s）が「公立教育機関は、継続教育の任務を遂行するために、政令が定める地方の特別な条件を考慮しつつ、教育機関のグループを形成する。」（第19条）と規定し、地域言語と地域文化教育の保障を掲げている。また2005年4月の新教育基本法（Loi n°2005-380 du 23 avril 2005 d'orientation et de programme pour l'avenir de l'école, *J.O.*, n°96 du 24 avril 2005, p.7166 et s.）では、1989年法のさらなる整備を述べている。
 - 25) 1982年法（Loi n°82-652 du 29 juillet 1982 sur la communication audiovisuelle. *J.O.*, du 30 juillet 1982, p.2431 et s.）第5条は「フランス語を擁護し、かつ宣揚し、地方語の表現を保障すること」と規定している。
 - 26) 2008年5月7日の国民議会本会議では、同日に政府が国民議会に対して、地域言語を言語的遺産として承認し、保護する立法を行う予定であることを明かした「地域言語に関する政府声明（Déclaration du gouvernement sur les langues régionales, n°876, Assemblée nationale, le 7 mai 2008）」について審議が行われた。Christine Albanel文化通信相は言語的に抑圧されたマイノリティがフランスの哲学上、存在しないという理由から地域言語のための憲法改正も、また欧州地域少数言語憲章の批准も行わない旨をここで発言し、それにUMP議員の賛同が得られた（Compte rendu intégral, Deuxième séance du 7 mai 2008, Assemblée Nationale, *J.O.*, pp.1959-1985）。しかし国民議会の中にはなお、地域言語の憲法承認を求める議員もおり、そのため今回の憲法改正の際に地域言語に関する憲法改正の提案が行われたのである。
 - 27) Véronique Bertile, *Langues régionales ou minoritaires et Constitution France, Espagne et Italie*, Bruylant 2008, p.317
 - 28) Assemblée Nationale XIIIe législature Session ordinaire de 2007-2008. Deuxième séance du jeudi 22 mai 2008.
 - 29) フランスの国民議会における憲法修正案は、委員会で否決されたとしても、文言を一部修正することを行えば、何度でも提出することが可能である。たとえ否決されたものと同趣旨の修正案であっても、提出は可能である。憲法上の不受理規定に抵触しない限り、修正案は本会議での逐条討議が開始されるまで、無制限に、委員会と本会議それぞれの段階において提出することが許容されている。徳永貴志、前掲（注23）65頁参照。
 - 30) Projet de loi constitutionnelle adopté en 1ère lecture par l'Assemblée nationale le 3 juin 2008.
 - 31) Séance du 13 mai 2008, Sénat. (Compte rendu intégral des débats)
 - 32) Sénat Rapport n°387 de M.Jean-Jacques HYEST, déposé le 11 juin 2008.
 - 33) Séance du 18 juin 2008, Sénat. (Compte rendu intégral des débats)
 - 34) Petite loi (24 juin 2008), Sénat n°116.
 - 35) Assemblée Nationale Rapport n°1009 de M.Jean-Luc Warsmann, enregistré à la Présidence de l'Assemblée Nationale le 2 juillet 2008.
 - 36) Académie françaiseは、地域言語を公用語規定に前置させる「挑戦 (un défi)」は「共

和国の拒否」であり、「国民の構成原理と政策目標との混同」であるとして、国民議会第1読会で可決された地域言語に関する憲法第1条の改正案の撤回を求める声明を採択した。12 juin 2008 : d_claration de l'Académie française
出典 http://academie-francaise.fr/actualites/actu_2008.asp (2010.5.13 閲覧)

- 37) Assemblée Nationale XIIIe législature Session ordinaire de 2007-2008. Deuxième séance du mercredi 9 juillet 2008.
- 38) Projet de loi adopté en 2ème lecture par l'Assemblée nationale le 9 juillet 2008.
- 39) Séance du 16 juillet 2008 (Compte rendu intégral des débats)
- 40) Petite loi (16 juillet 2008), Sénat n°137. Article 30 → Article 40
- 41) 大津浩「フランスの自治体憲法学」杉原古希『21世紀の立憲主義』勁草書房(2000年)651-657頁。
- 42) 大津浩「『地方分権化された共和国』のためのフランス憲法改正」法律時報第75巻7号(2003年)103頁。
- 43) Loi constitutionnelle n°2003-276 du 28 mars 2003 relative à l'organisation décentralisée de la République, *J.O.*, n°75 du 29 mars 2003, p. 5568 et s.
アンドレ・ルウ, 翻訳 大津浩「フランス憲法における地方分権の基礎概念」東海法科大学院論集第1号(2006年)106頁参照。
- 44) Comité de réflexion et de proposition sur la modernisation et le rééquilibrage des institutions de la Ve République, *Une Ve République plus démocratique*, 29 octobre 2007. . 出典 <http://www.comite-constitutionnel.fr/actualites/?id=48&page=1> (2009.4.27 閲覧)
- 45) Dominique Rousseau, *Chronique de jurisprudence constitutionnelle 1998-1999, Revue du droit public*, 2000, pp.58-59
- 46) 樋口陽一『憲法と国家 一同時代を問う』岩波新書(1999年)67-100頁参照。

〔追記〕

本稿脱稿後に、糠塚康江「『多言語状況』における言語政策 —EUとフランスの場合」辻村みよ子・大沢真理「ジェンダー平等と多文化共生 —複合差別を超えて—」東北大学出版会(2010年)233-259頁、糠塚康江「フランスにおける『地域語』の憲法編入 —国民国家の言語政策演習—」山内古希『立憲平和主義と憲法理論』法律文化社(2010年)288-303頁を得た。前者の論文は、本憲法改正に至るまでのヨーロッパとフランスにおける多言語状況への対応としての言語政策が概括されており、フランスにおける地域言語状況を研究するにあたって大変参考となるものであった。但し、今回の憲法改正による地域言語条項挿入については、その法的効果や射程がまだ明らかではないと言及しているにとどまっている。他方、後者の論文において糠塚教授も、その意義と効果について検討している。そして糠塚教授は、たとえ今回の憲法改正で地域言語条項が挿入されたとしても、フランスの国家構造と共和国の原理から、フランスが言語的平等を含意する多言語主義を採用することは困難であると。しかしながら同論文では、「[フランス人民のなかに海外住民が存在すること]とアナログスに捉えられた、『共和国の言語』が構成する言語共同体における予定調和の下で、地域の言語的多様性が承認されたのだという見方も可能であるかもしれない」とも述べており、この部分においては一定の具体的な効果を期待しているように読み取れる。一方、本稿で私は、地域言語条項に関する国会での討論をより詳細に分析したところ、共和国の不可分性、人民の単一性の憲法原理が今回の憲法改正の限界とな

フランスにおける地域言語の憲法上の承認と共和国の不可分性

っており、そのため地域言語条項の挿入は、地域言語話者に対するリップサービスのようなもので、海外住民の存在やフランス国内で言語的多様性を承認するといった具体的意義を有さないものではないかと結論づけた。この点、フランスにおける地域言語条項の憲法挿入について、糠塚教授と私の見解には違いがあると言えよう。

また、本稿は、本学教授大津浩先生から多大な御教示を受けたものである。心よりお礼を申し上げたい。

(たかはし・もとき＝本学大学院法学研究科3年)

